

独立行政法人農業者年金基金支出点検プロジェクトチーム設置規程

(趣旨)

第1条 独立行政法人農業者年金基金における支出の無駄を削減するための自律的な取組を促進するため、独立行政法人農業者年金基金に「独立行政法人農業者年金基金支出点検プロジェクトチーム」(以下「プロジェクトチーム」という。)を置く。

(役割)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる取組を行う。

- (1) 計画的な予算を策定し、支出の節減・効率化を図るための取組
- (2) 職員の意識改革を促進するための取組
- (3) その他無駄の削減に資するための取組

2 プロジェクトチームは、毎年度、取組の目標を設定するものとする。

3 プロジェクトチームは、その取り組み状況をホームページにより公開するものとする。

(組織)

第3条 プロジェクトチームの構成員は、次のとおりとする。ただし、チーム長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

チーム長 総務担当理事

副チーム長 企画調整室長、総務部長

チーム員 業務部長、資金部長、審理役、数理・情報技術役、調査役、総務課長、経理課長、管理課長、考査役、適用・収納課長、給付課長、情報管理課長、企画課長、運用課長、専門役

2 チーム長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームに外部有識者の参加を求めることができる。

(会議)

第4条 プロジェクトチームは、必要の都度、チーム長が招集する。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、経理課において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年3月13日から施行する。